

ガス用品、液化石油ガス器具等立入検査要領

この要領は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第47条第1項及び同法施行令(昭和29年政令第68号)第12条第1項第2号、液化石油ガスの保安の確保及び適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「LP法」という。)第83条第1項及び同法施行令(昭和43年政令第14号)第13条第7項第2号の規定に基づき、ガス用品、液化石油ガス器具等の販売を行う者(以下「販売事業者」という。)に対し、奈良県知事が職員に立入検査を行なわせることに関し、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

立入検査は、ガス用品、液化石油ガス器具等(以下「ガス用品等」という。)の販売に係る店舗等において、ガス用品等の物件を検査することによって、ガス事業法第39条の3第1項及びLP法第39条第1項の規定に違反したガス用品等が販売又は販売の目的で陳列(以下単に「陳列」という。)されることを防止し、消費者の生命及び財産の安全を確保することを目的とする。

2 立入検査計画の策定

(1) 近畿経済産業局担当部局との連絡調整

近畿経済産業局担当部局と連絡調整を行い、当該年度において重点的に立入調査を行うガス用品等及び販売事業者を決定することとする。

(2) 重点的に立入検査を行うガス用品等及び販売事業者

① 重点的に立入検査を行うガス用品等

ア 独立行政法人製品評価技術基盤機構等が実施している事故情報収集制度等において事故等の発生が報告されているガス用品等

イ ガス用品等の技術上の基準を定める省令(以下、「技術基準」という。)に不適合、若しくはガス事業法第39条の12又はLP法第48条に定める表示の無記載等が判明したガス用品等

ウ 前年度に、技術基準違反又は法令違反等の事実が報告されたガス用品等

② 重点的に立入検査を行う販売事業者

前年度に陳列した事実を確認し、改善指導等を受けた販売事業者。

(3) 立入検査に係る実施計画の策定

① 立入検査に係る実施計画(以下「立入検査計画」という。)は、毎年度当初にお

いて、策定するものとする。

② 立入検査計画は、必要に応じて随時変更することができる。

3 立入検査の実施

(1) 立入検査日の通知

立入検査の対象とする販売事業者に対しては、事前の立入検査日の通知は行わず、立入検査当日に協力依頼文書を交付し、訪問の趣旨、検査方法を説明し、立入検査への協力を依頼することとする。

(2) 立入検査の実施体制

ア 立入検査は、原則として2名以上の職員で実施することとする。

イ 立入検査に従事する職員は、必ず所定の立入検査証を携帯し、相手方から提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

(3) 立入検査の方法

立入検査は、別に定める立入検査マニュアルに従って実施するとともに、帳簿等によりその内容の整合性に注意しながら確認する。

(4) 違反ガス用品等の販売について

立入検査の結果、ガス事業法第39条の12及びLP法48条に規定する表示に係る不適合ガス用品等の販売又は陳列が確認された場合、技術基準上の表示に係る不適合ガス用品等又はその他の違反ガス用品等であることを知りながら販売又は陳列が確認された場合には、以下の①から⑥を実施する。また、技術基準上の表示に係る不適合ガス用品等又はその他の違反ガス用品等であることを知らずに販売又は陳列を行っていたことが確認された場合には、①、③及び⑤を実施する。

① 販売停止指導

直ちに当該ガス用品等の販売又は陳列を停止させる。

② 再発防止指導

今後違反ガス用品等を販売し、又は陳列してはならない旨を指導する。

③ 質問

販売事業者に質問を行い、違反ガス用品等の販売又は陳列に至った経緯及び当該ガス用品等の製造事業者、販売経路等をできる限り確認する。

④ 立入検査結果通知書の発行等

立入検査結果通知書(様式1、様式2)を、販売事業者立会のうえ、その場で記入発行し、後日、改善報告書(様式3、様式4)の提出を受ける。

⑤ 法令違反に関する報告書の提出

ガス事業法施行規則(以下「法規則」という。)第119条第2項の規定に基づき、立入検査終了後直ちに、法規則様式第78による報告書を、又はLP法施行

規則(以下「LP規則」という。)第142条第4項の規定に基づき、立入検査終了後直ちに、LP規則様式第70による報告書を、近畿経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出する。

⑥ 立入検査結果通知書及び改善報告書の写しの提出

④の改善報告書の提出を受けた後、速やかに立入検査結果通知書及び改善報告書の写しを、近畿経済産業局長に提出する。

なお、本措置の実施が困難な場合、近畿経済産業局担当職員にその旨の連絡を行い、対応を協議する。

(5) 立入検査の報告

検査を実施した者は、検査を終了後速やかに、「ガス用品等立入検査報告書(様式5)」を作成して担当課長に報告しなければならない。

(6) 立入検査実施結果の提出

当該年度の立入検査実施結果については、法規則第119条第1項の規定に基づき、法規則様式第77による立入検査実施状況報告書を、又はLP規則第142条第3項の規定に基づき、LP規則様式第69による立入検査実施状況報告書を、翌年度4月30日までに、それぞれ近畿経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年 7月22日から施行する。